

滞納額縮減のため

新たに「タイヤロック」を導入！！

豊見城市では、これまで市税（固定資産税・市県民税・軽自動車税・法人税等）の滞納に対して縮減を図るため、文書や電話による催告、訪問徴収、預金給与等債権の差押など数々の取り組みを実施してきていますが、税の公平性確保のため下記の取り組みを実施し、滞納額の更なる縮減を目指します。

1. 対象者 対象は、再三の催告に応じない市税の滞納者です。

2. 取組概要 滞納者が所有している普通自動車・軽自動車（原動機付自転車含む）を差押した上で、国税徴収法第71条の5に基づき、写真のとおり車輪止め（タイヤロック）を行い、運行不能状態にする新たな措置を実施します。

3. 取組時期 平成19年12月から



タイヤロック器具



装着時（乗用車）

※タイヤロックを装着した自動車等を隠蔽・損壊等をした場合、地方税法第332条（滞納処分の罪）ほか、刑法第96条（封印破棄の罪）、刑法第252条第2項（横領の罪）により、処罰されることがあります。